

## 瀬戸市教育委員会 1 月定例会

### 1 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長) . . . P1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長) . . . P2
- (3) 令和3年12月情報公開請求について (教育政策課長) . . . P4
- (4) 「第14回NIHONGOスピーチコンテスト」結果について  
(まちづくり協働課長) . . . P5
- (5) 「せと歴！江戸と昭和の登窯を見に行こう」について (文化課長) . . . 別添資料

### 2 議 案

- 第2号議案 瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
(教育政策課長) . . . P7
- 第3号議案 瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する  
規則について (教育政策課長) . . . P9
- 第4号議案 令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について  
(学校教育課長) . . . P11
- 第5号議案 令和3年11月請願について (教育政策課長) . . . P23
- 第6号議案 令和3年10月請願について (学校教育課長) . . . P25
- 第7号議案 令和3年10月請願について (学校教育課長) . . . P28
- 第8号議案 令和4年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者(案)  
について (学校教育課長) . . . 当日資料配布

### 3 その 他

- ・日程について . . . P30

# 催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

NO	申請受付年月日	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物内容等	申請区分	入場料等	許可年月日(整理番号)	参照ページ(チラシ等)
1	令和3年12月1日	愛知県吹奏楽連盟・朝日新聞社 橋本 毅 (春日井市)	2021年度愛知県アンサンブルコンテスト(高等学校の部)東尾張地区大会	瀬戸市文化センター 文化ホール 令和4年1月10日(月祝)	各学校の吹奏楽部の日頃の練習の成果を発表する場とし、部活動の活性化及び、音楽文化の発展に寄与する。	後援(継続)	入場料 関係者への前売りのみ 500円 子ども・当日券 なし 参加料 一人1,500円	令和3年12月7日 (3-343-51)	
2	令和3年12月1日	私立瀬戸 SOLAN 小学校 (株式会社教育システム) 代表取締役 長尾 幸彦 (瀬戸市)	瀬戸 SOLAN 小学校研究発表会	瀬戸 SOLAN 小学校 令和4年1月29日(土)	瀬戸 SOLAN 小学校では「テーマ：習得・活用・探究の3つの学びが相互に作用する授業の創造」で開校以来研究実践を続けて参りました。その中から提起される諸課題や、学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程(カリキュラム)や指導方法を発表する場にしたいと考えます。	後援	入場料 無料 参加料 2,500円	令和3年12月7日 (3-344-52)	P31
3	令和3年12月3日	あすなろ社 墨翔会 遠山 紫峰 (瀬戸市)	第39回あすなろ書初公募展	各支部 令和4年3月6日(日)	書教育の向上ならびに普及のため。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 1点につき 500円	令和3年12月10日 (3-347-53)	P32
4	令和3年12月6日	瀬戸市及び瀬戸市まるとミュージアム・観光協会 市長 伊藤 保徳 (瀬戸市)	愛・地球博開催継承事業 瀬戸蔵 ロボットアカデミー「春休みロボットワークショップ＆瀬戸蔵からくりロボコン2022」	瀬戸蔵 令和4年3月25日(金)～令和4年3月27日(日)	愛・地球博開催都市、また、ものづくり文化が育まれるまち瀬戸として、未来を担う子どもたちにロボットを通じて、ものづくりの喜び、チャレンジすることの楽しさを伝えるため、「ロボットって何？ロボットの未来は？ロボットを作り、学ぶ3日間」をテーマに開催する。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和3年12月10日 (3-348-54)	
5	令和3年12月6日	一般社団法人日本子どもスポーツ協会 野村 元 (一宮市)	足が速くなる教室	瀬戸蔵 リハーサル室 令和4年1月23日(日)・令和4年1月30日(日)	子ども達の運動不足の改善、苦手の克服、運動能力の向上のために行う。自分のイメージ通りに身体を動かすことの出来る神経系のトレーニング、ジャンプやスピードを扱うトレーニングをコーディネートする。	後援	入場料 無料 参加料 無料	令和3年12月10日 (3-350-55)	P33
6	令和3年12月7日	公益財団法人瀬戸市文化振興財団 理事長 伊藤 保徳 (瀬戸市)	いいもんせともんコンサート 弦楽器のおしごと	瀬戸市文化センター文化ホール 令和4年2月2日(水)・令和4年2月3日(木)・令和4年3月20日(日)	①瀬戸市出身でプロとして活動するアーティストを中心に様々な編成で演奏する。複数の編成で様々な演奏を1回の演奏会で楽しめることとお客様の満足度も高める。 ②コンサートでは、演奏だけでなくトークも多くなり、楽器、曲の解説を行い、親しみやすいコンサートとする。また、ピックアップされた楽器の演奏がプロとしてどのように活動し、生活しているのかもトークに含まれることで、教育(キャリア教育)面での効果も図る。	後援(継続)	入場料 一般 2,000円 4歳以上高校生以下 500円 参加料 無料	令和3年12月10日 (3-351-56)	P34

## 催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者 (申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
1	令和3年 11月17日	後援 (継続)	内山象亭 内山象亭	第22回 創生社展	名古屋市民ギャラリー栄8階 令和3年11月2日(火)～ 令和3年11月7日(日)	参加人員 19人 入場人員 合計484人	毎年ご支援をいただいておりますので、安定したブランド価値を感じております。おかげ様でコロナ禍ではありましたが、安心感もあったのではと実感しています。有り難いことに、今年は無事に開催することが出来、「楽しみにしてました」というお声もいただきました。
2	令和3年 11月30日	後援 (継続)	日本福祉大学瀬戸・尾張旭・長久手地域同窓会 江尻 忠之	第13回 文化講演会	パルティセと4階マルチメディア イアールーム 令和3年11月7日(日)	参加人員 15人(内Zoom 参加:4人) 入場人員 11人	広報用のチラシに掲載し、関係機関等に設置させていただきました。積極的に活用、多くの市民に周知できました。
3	令和3年 12月3日	後援 (継続)	一般社団法人 日本パーソナルコミュニケーション協会 川本 恭平	家庭教育講座	瀬戸市文化交流館 第13会議室 令和3年11月16日(火)	参加人員 2人	チラシ配布等、ご協力頂きありがとうございました。
4	令和3年 12月6日	後援 (継続)	パラアートせと実行委員会 会長代行 東 徹也	パラアートせと展2021	パルティセと3F 交流ひろば 壁面 令和3年11月21日(日)～ 令和3年12月4日(土)	参加人員 50人 入場人員 約100人	活動の評価に重みを得た。
5	令和3年 12月8日	後援 (継続)	公益財団法人 瀬戸旭法人 水野 和郎	「税に関する絵はがきコンクール」	瀬戸市、尾張旭市にある小学校にて募集 令和3年7月20日(火)～ 令和3年11月30日(火)	参加人員 250人(うち 市内小学校:99人)	先生方をはじめ保護者の方々にも安心してご応募いただけました。
6	令和3年 12月9日	後援 (継続)	尾東納税貯蓄組合連合会 会長 森 篤志	第43回「税に関する小学生書写展」	瀬戸市役所、パルティセと3F 市民交流広場 令和3年11月11日(木)～ 令和3年11月25日(木)	応募作品数 1,737点 入場人員 1,000人(不 特定多数)	教育の一環として税金を取り扱う際に、作文という手段を用いることで子供たちは親しみを感じ、今後成長して税金に触れていく過程においての良いきっかけになっている。
7	令和3年 12月9日	後援	愛知県私学協会 榊 直樹	第69回愛知県私学弁論大会	瀬戸市文化センター 令和3年11月18日(木)	参加人員 約120人 入場人員 約120人	社会に自分たちの声を届けるべく行った、私学の中高生の活動に対して、地域の支援と協力があることを実感することができた。

## 催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
8	令和3年12月14日	後援(継続)	せとオヤ子育てプロジェクト 一尾 茂正	みんなで学ぼう！一人一人に寄り添うオンライン授業動画の作り方	オンライン (ZOOM) 令和3年10月30日(土)	参加人員 35人 入場人員 35人	後援をいただいたことにより広い地域の先生方にご参加いただけた。
9	令和3年12月20日	後援(継続)	瀬戸市消防本部、瀬戸市子ども会連絡協議会、瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会 消防長 鈴木 鉄馬	第43回児童防火作品コンクール	瀬戸市文化センター 文化交流館 ギャラリー (入賞等の展示会場) 令和3年7月21日(水)～ 令和3年12月2日(木)	表彰式参加者(保護者含む) 13人 作品展示入場者 406人	作品の応募及び取りまとめに学校関係者をはじめ多くの方々の協力を得ることができ、多数の作品を応募していただくことができた。 表彰式に入賞者、家族など多数の参加をいただいくとともに、多くの市民に入賞作品を鑑賞いただき、防火意識の高揚を図ることができたと考える。
10	令和3年12月20日	後援(継続)	ママプラス♪スマイル 吉川 佳子	ママプラス♪スマイル15周年コンサート	瀬戸市文化センター 大ホール 令和3年12月5日(日)	参加人員 43人 入場人員 約700人	瀬戸市教育委員会の推薦があることで地域の人々が安心して来場することができたと思う。それにより予想(600人)を越える来場者数になったと思います。私達も市の援助や理解のもとで行っているという自信と安心感の中で活動できた。
11	令和3年12月21日	後援(継続)	瀬戸市和太鼓連盟 水野 忠治	第16回 和太鼓の祭典	瀬戸市文化センター 文化ホール 令和3年12月11日(土)	参加人員 130人 入場人員 420人	教育関連施設や公的施設への宣伝効果が上がり、市民の方々に関心を持っていただけたと思う。 皆様の信用がいただきたきやすく、諸々の準備を円滑に進めることができた。
12	令和3年12月22日	後援(継続)	瀬戸市国際センター(共催) 瀬戸北ロータリークラブ 理事長 河村 誠悟	第14回 NIHONGOスピーチコンテスト	パルティセと アリーナ 令和3年12月19日(日)	コンテスト出場者 30人 (小中学生の部：20人うち中学生 3人、一般の部：10人うち高校生 6人、出場者の国籍：9か国)	第14回目の開催となる今回は、小中学生の部以下品野小学校(9名)、萩山小学校(1名)、八幡小学校(2名)、原山小学校(4名)、東山小学校(1名)、光陵中学校(2名)、南山中学校(1名)から計20名の出場があった。昨年引き続き、コロナ禍であるため、入場者を制限したものの、出場者の家族、日本語指導者、学校関係者(各学校教諭等)、北ロータリークラブ会員を含む多数の来場があった。また、初めての試みでYouTube配信を行ったが、50名以上の視聴者があった。これらは、教育委員会の後援名義使用による効果が大きいと考えられる。

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数

※「入場人員」…催物の一般入場(来場)者数

令和3年12月情報公開請求一覧(教育政策課分)

NO	請求年月日	請求区分	請求内容	決定通知年月日	開示区分	開示文書名	担当部署	備考
1	令和3年12月14日	公文書 開示請求書	1. 審査請求の進捗状況について、行政課(或いは情報公開審査会事務局)より質問・確認、指導・助言等された文書。及び右文書に対する真委員会からの回答文書。	令和3年12月21日	一部開示	1. 審査請求の進捗状況について、行政課(或いは情報公開審査会事務局)より質問・確認、指導・助言等された文書。及び右文書に対する真委員会の回答文書。 ・令和2年度情報公開請求に係る事務の進捗状況について(同い)	教育政策課	○開示しないこととした部分 審査請求事例一覧の内、審査請求の趣旨及び理由に記載された法人名 ○開示しないこととした理由 法人等に関する情報であり、瀬戸市情報公開条例第7条第3号に該当するため。

## 「第14回 NIHONGOスピーチコンテスト」結果について

瀬戸市国際センターは、12月19日（日）午後1時30分から「第14回 NIHONGOスピーチコンテスト」をパーティセと5階アリーナで開催いたしました。

9か国の外国人の皆さんが自由なテーマで、小中学生の部20名、一般の部10名 総勢30名が日本語でスピーチをいたしました。その審査結果は下記のとおりです。

## 記

## 1 出場者数

	出場者数(応募者数)
小中学生	20名(20名)
一般	10名(12名)

## 2 第14回 NIHONGOスピーチコンテスト審査結果

部門	賞	氏名	国籍	学校名・学年
小中学生の部 (20名) 小学生17名 中学生3名	金賞	ガスパル ラセ	ペルー	原山小学校 6年
	銀賞	下津 姫心	ペルー	原山小学校 5年
	銅賞	ファティマ ザカ	スリランカ	原山小学校 3年
一般の部 (10名) 内高校生6名	金賞	グエン ティ テュ ニャン	ベトナム	
	銀賞	エンカナシオン エミコ	フィリピン	聖カピタニオ女子 高等学校1年
	銅賞	小林 アイコ	ペルー	聖カピタニオ女子 高等学校2年

## 3 その他

第14回 NIHONGOスピーチコンテスト

110人

※ 出場者含む

## ○出場者数

第1回	H20	一般の部	留学生の部	合計	
		6	5	11	
第2回	H21	一般の部	留学生の部	合計	
		7	7	14	
第3回	H22	一般の部	留学生の部	合計	
		7	7	14	
第4回	H23	一般の部	合計		
		13	13		
第5回	H24	一般の部	合計		
		10	10		
第6回	H25	一般の部	合計		
		8	8		
第7回	H26	一般の部	留学生の部	小中学生の部	合計
		8	7	3	18
第8回	H27	一般の部	小学生の部	中学生の部	合計
		10	6	10	26
第9回	H28	一般の部	小中学生の部	合計	
		7	16	23	
第10回	H29	一般の部	小中学生の部	合計	
		7	18	25	
第11回	H30	一般の部	小中学生の部	合計	
		9	24	33	
第12回	R 1	一般の部	小中学生の部	合計	
		9	20	29	
第13回	R 2	一般の部	小中学生の部	合計	
		6	25	31	
第14回	R 3	一般の部	小中学生の部	合計	
		10	20	30	

4 年第 2 号議案

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
 瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように  
 定めるものとする。

令和 4 年 1 月 2 0 日

瀬戸市教育委員会  
 教育長 横 山 彰

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
 瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成 1 7 年瀬戸市教育委員会規則第  
 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
 線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(職制) 第 7 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、 次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の 職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務 は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとす る。			(職制) 第 7 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、 次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の 職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務 は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとす る。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
課	主査	上司の命を受け、特定の事 務を整理する。	課	主査	上司の命を受け、特定の事 務を整理する。
課	主任	係長を補佐し、及び上司が 命ずる事務をつかさどる。			
3 <省略>			3 <省略>		



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市教育委員会事務局組織規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前において行うことができる。

### (理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理のため、瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するにあたり、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

4 年第 3 号議案

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 月 2 0 日

瀬戸市教育委員会  
教育長 横 山 彰

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和 6 1 年瀬戸市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(職制) 第 3 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		(職制) 第 3 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	
職名	職務	職名	職務
<省略>		<省略>	
主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。	主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。
主任	上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。		

3 <省略>

3 <省略>

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前において行うことができる。

### (理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理のため、瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正するにあたり、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

#### 4年第4号議案

令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、令和4年度全国学力・学習状況調査が実施されるが、本市における今後の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるため、調査の趣旨に基づき、全小中学校が参加することとする。

令和4年1月20日提出

瀬戸市教育委員会  
教育長 横山 彰

(理由)

この案を提出するのは、令和4年度全国学力・学習状況調査に参加するに当たり、教育委員会の議決を求めるため必要があるからである。



3 文科教第 9 5 4 号  
令和 3 年 1 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官  
義 本 博 司

#### 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、令和 3 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて理科を実施すること
- ・児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

# 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日  
文 部 科 学 省

## 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

## 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

## 4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和4年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに



より調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語，算数・数学，理科のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

#### (ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

#### (イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

#### (ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
  - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
  - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
  - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
    - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
    - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

#### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
  - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

#### イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

### 8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

### 9. 留意事項

#### (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
  - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

## (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

## (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

### (イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

4年第5号議案

令和3年11月請願について

令和3年11月に受理した請願書について、瀬戸市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和4年1月20日提出

瀬戸市教育委員会  
教育長 横山 彰

(理 由)

この案を提出するのは、請願の採否について、教育委員会の議決を求める必要があるためである。



## 請 願 書

瀬戸市教育委員会  
教 育 長 様

2021年11月10日

請願者

住 所  
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。

### 記

#### 【請願の要旨】

1. 請願及び陳情について、市民が、委員会の場において、その事情を述べるができるよう教育委員会規則に明記すること。

#### 【請願の理由】

1. そもそも請願権は、憲法に明記された市民の権利である。請願書・陳情書の提出に関し、「陳述の機会」を教育委員会規則に定めることで、請願内容を直接説明でき、教育委員の理解も深まる。このことは、レイマン・コントロールの実質化という点でも有意義ではないか。
2. 瀬戸市教育委員会は、市民との「連携・協働」を掲げている。その観点からも、教育委員が、市民の意見を直接確認する機会は、可能な限り設けられるべきであり、まず教育委員会会議規則第17条に定められた請願、第18条に定められた陳情について、「陳述の機会」は、規則に書き加えられるべきである。
3. 因みに、愛日地方教育事務協議会に加わる市町においては、小牧市、日進市、長久手市、清須市、北名古屋市、豊山町が、当該市町教育委員会会議規則で、「教育長に対して請願又は陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べるができる。」と定めている。その他、近隣では、名古屋市、愛知県等においても同旨の定めがあり、陳述が可能である。

以上



4年第6号議案

令和3年10月請願について

令和3年10月に受理した請願書について、瀬戸市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和4年1月20日提出

瀬戸市教育委員会  
教育長 横山 彰

(理 由)

この案を提出するのは、請願の採否について、教育委員会の議決を求める必要があるためである。

請 願 書

瀬戸市教育委員会  
教 育 長 様

2021年10月27日

請願者

住 所  
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。

記

【請願の要旨】

- 80 時間超、100 時間超という、いわゆる過労死ラインを超える「超勤」実態を、実質的に容認している校長を即刻処分すること。
- 教職員の「超勤」について、瀬戸市学校管理規則第 19 条の 2 で定めた「1 月について 45 時間、1 年について 360 時間」を守るよう、市教委は、具体策を提示した上で、あらためて校長を指導すること。

【請願の理由】

- 教職員の「超勤」について、瀬戸市学校管理規則第 19 条の 2 で「1 月について 45 時間、1 年について 360 時間」という枠を定めた。しかし、実際には、右時間数を大きく超え、いわゆる過労死ラインを超える「超勤」実態がある。あってはならないことである。実質的に容認している校長は、処分されてしかるべきである。管理職に必要とされるタイムマネジメント能力が欠如しているのではないか。

（例）瀬戸市立水野中学校の場合

2021.4 に「100 時間超」を記録した教職員 11 名の 7 月まで 4 か月間の「超勤」結果

\* 公文書開示請求により開示を受けた文書より、請願者が作成。

(106:05 ⇒ 106 時間 5 分の「超勤」事実を示す。)

	2021. 4 月	5 月	6 月	7 月	合 計
1	106:05	127:35	106:45	747:40	415:05
2	122:50	108:35	148:30	72:25	452:20
3	134:30	100:35	90:00	72:55	398:00
4	115:30	92:00	120:00	86:00	413:30
5	153:55	121:15	127:00	78:25	480:35
6	100:15	83:00	98:25	76:55	358:35
7	129:49	87:20	123:15	118:55	459:19
8	125:00	117:00	152:50	117:10	512:00
9	147:10	91:00	65:35	57:50	361:35
10	118:59	64:42	61:32	50:25	295:38
11	115:10	106:02	122:10	103:50	447:12



2. 市教委は、何のために、瀬戸市学校管理規則第 19 条の 2 で「1 月について 45 時間、1 年について 360 時間」という枠を定めたのか。

開示文書によれば、「45 時間超」の教職員が、2021 年 4 月においては、小学校 59.3%、中学校 77.2%、また 5 月においても（つまり、連休があっても）小学校 40.7%、中学校 65.9%いた。

上記水野中学校の例を参考に指摘するならば、すでに 7 月末時点では、多くの教職員が「360 時間」、つまり 1 年分を超えて「超勤」をしているのである。市教委学校教育課に、この実態を示して、「どのように対処するのか」確認しても、具体策を示すことができないのである。

文部科学省、愛知県教委の指導に従って（？）学校管理規則に具体的数値（時間数）を書き込んだまでは良いが、「あとは知ったことではない」という姿勢は、行政として許されない。教職員の「超勤」を前提に成り立っている学校教育は、至急改善されなければならない。

教育委員会として学校管理規則に定めた内容は、教育委員会として責任を持つべきである。毎月各学校から市教委へ、各教職員の「超勤」時間数が報告されている。教育委員には、その報告内容をチェックしてほしいものである。

以上

4年第7号議案

令和3年10月請願について

令和3年10月に受理した請願書について、瀬戸市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和4年1月20日提出

瀬戸市教育委員会  
教育長 横山 彰

(理 由)

この案を提出するのは、請願の採否について、教育委員会の議決を求める必要があるためである。

請 願 書

瀬戸市教育委員会  
教 育 長 様

2021年10月27日

請願者

住 所  
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。

記

【請願の要旨】

1. 審査請求の「放置」状態をあらため、即刻、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問すること。
2. 審査請求を「放置」している教育長を処分すること。

【請願の理由】

1. 市教委が、2019年9月24日付元瀬教政第401号で行った公文書不開示決定に対し、請願者は、2019年11月8日付で審査請求書を提出した。
2. その後の経過は、以下のとおりである。
  - ① 市教委より2020年1月14日付「弁明書」の送付があった。
  - ② 審査請求人が、右「弁明書」に対する、2020年1月22日付「反論書」を提出した。
  - ③ 審査請求人が、2020年3月2日に口頭意見陳述を行った。
  - ④ 上記③の口頭意見陳述時の「質問」に対し、市教委（処分庁）から2020年3月12日付「回答書」の送付があった。
  - ⑤ 上記④の「回答書」に疑義があり、審査請求人は、2020年3月30日付「要求書」を提出した。
  - ⑥ 上記⑤の「要求書」に対し、2021年7月1日付「回答書」の送付があった。
3. 上記のように、⑤の「要求書」の提出から、それに対する「回答書」の送付まで、1年3カ月を要し、かつ、一般に、口頭意見陳述後に、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へ「諮問」されるが、市教委は、「諮問」を行っていない（口頭意見陳述より、1年7カ月以上経過。審査請求書提出より、まもなく2年を経過）。これは、本件審査請求を「放置」していると断じざるを得ない状態であり、換言すれば、行政不服審査法上の審査請求権を蔑ろにしているものと言わざるを得ない。行政上、あってはならないことである。

よって、【請願の要旨】のとおり求める。

以上



# 令和4年2月 定例教育委員会日程表

月日	曜日	件 名			
2/1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会	瀬戸市役所 1階 102会議室 瀬戸市役所 4階 庁議室	午後1時30分～ 午後2時00分～	全委員
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				
26	土				
27	日				
28	月				

3月8日(火) 愛日地方事務協議会

小牧市役所

午後2時00分～

教育長  
教育長職務代理者

3月17日(木) 定例教育委員会事前打合せ  
定例教育委員会

瀬戸市役所 5階 第1委員会室  
瀬戸市役所 5階 全員協議会室

午後1時30分～  
午後2時00分～

全委員



# 第一回 瀬戸SOLAN小学校 研究発表会



## 研究主題

「習得—活用—探究」の3つの学びが相互に作用する  
授業の創造

～英語・ICT・教科から授業を考える～



<https://seto-solan.ed.jp>

開催日：2022年1月29日（土）

会場：瀬戸SOLAN小学校  
愛知県瀬戸市道泉町76-1

後援：愛知県教育委員会  
名古屋市教育委員会  
瀬戸市教育委員会（申請中）

参加費：2500円

申込み：ホームページより

締切り：2022年1月10日（月）

※定員300名を超えた場合、申込締め切り以前であっても、受付を終了いたします。



# 第三十九回 あすなる書初公募展

## 規 格

- ◇資 格 幼年・小学生・中学生・高校生
- ◇語 句 自由
- ◆参考課題 幼―た け 小――かる た 小――ことぶき 小三―はるの光  
 小四―新たな心 小五―日本の春 小六―天下太平 中――天地清新  
 中二―新春第一歩 中三―江山景物新 高校―和気萬家春

◇書 体 幼・小学生―楷書 中学生―楷書または行書 高校生―自由

◇用 紙 ハツ切り書初用紙(タテ約68cm×ヨコ17cm) タテ書き装丁なし

◇出品方法 ◆作品は一人二点以内とする。

◆作品には学年と氏名を自筆で書き、それ以外は書かないこと。

◆団体印等捺印しないこと。

◆団体出品は十点以上とし、主催で用意した出品目録を必ず添付のこと。

◆個人出品の場合は、自分の住所、氏名を記入したはがきを同封のこと。

◇整理費 一点につき五百円(全員に賞状・賞品をお渡しいたします。)

個人で申し込みの場合は、賞状・賞品の送料として五百円加算して下さい。

◇締切り日 令和四年一月十五日(土)(あすなる月例競書と同封しないこと)

◇作品送り先 〒四八九一〇九八九 瀬戸市山手町六七

あすなる社 「書初展係」(朱書) (電話 〇五六一・八二一・七二八)

◇審査員 (〇印 本年当番審査員)

青山 弘子	青山 百合子	浅井 双泉	足利 あさみ	阿知 波可江	天見 芳泉	有馬 紫泉	安藤 和代
伊佐 治光風	伊藤 一	生駒 妙風	生駒 葉風	石井 重子	磯貝 千歳	今井 紅沙	岩井 翠泉
岩田 孝子	薄野 公子	小川 寒石	大江 哲也	大沢 芳	大橋 圭泉	奥田 育子	〇興村 春翠
大河戸 逸子	加志 悦子	加藤 華泉	加藤 邦江	加藤 恵子	加藤 幸子	加藤 清女	〇加藤 裕子
加藤 洋子	亀山 翠山	亀山 富美	河合 伊山	河合 早苗	川崎 紫苑	鬼頭 澄香	木村 泰葉
久保由香里	熊谷 清春	倉地 奈保子	〇畔柳 芳子	小出 松瀧	小島 初江	小山 翠芳	近藤 秀峰
近藤 千枝子	近藤 晴美	桜井 春扇	〇淡谷 耕雲	清水 裕子	庄田 翠苑	神保 玉翠	〇杉浦 仁美
鈴置 貞子	鈴木 文雄	〇鈴木 征子	〇鈴木 蒼峯	瀬尾 松代	高橋 小百合	竹内 睦美	〇田島 明琴
〇土本 隆一	堂本 祐子	〇遠山 翔雅	〇遠山 紫峰	豊島 秀香	中川 紫泉	中島 章	〇長根 桂
中村 菝香	西脇 豊鳳	長谷川 千里	匹田 和子	深谷 輝美	藤村 真徳	古川 芳芳	堀田 清雲
堀田 広泉	堀田 緑風	増岡 八寿子	松下 英風	〇松本 貞子	水谷 美智代	〇水野 睦子	水野 沙智
〇水野 すみ	水野 登美子	水野 抱泉	村上 柳峰	村瀬 蘭峰	村田 美保子	村松 利夫	村松 よね子
〇八木 柏翠	柳澤 温子	山田 千鶴	山田 光江	横井 久子	渡辺 春泉		

◇展覧会・授賞式 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、行いません。

◇賞状・賞品は、各支部で授与をお願いいたします。

主 催 あ す な る 社  
 後 援 瀬 戸 市 教 育 委 員 会  
 瀬 戸 市 教 育 委 員 会  
 瀬 戸 市 文 化 協 会  
 〇 申 請 中 〇

## 第三十九回 あすなる書初公募展申込書

氏名		校名		学年	高中 小幼	年	一点五百円 二点千円 〇でかこむ
----	--	----	--	----	-------	---	------------------------

※整理費を添えて先生までお申し込みください。

年長から  
小6までの

# 足が速くなる教室

『ダッシュ体幹トレーニングスクール』

主催 社団法人日本こどもスポーツ協会

男子 女子

5:5

女の子も大活躍!

誰だって

足は速くなります!!

体育の苦手を  
克服したい

運動神経を  
良くしたい



しゅんびん性を上げる

体幹トレーニング

フォームの指導



## 「体験授業」にお越しく下さい

／ コーチ達は新型コロナウイルス抗原検査を毎週行っております ／

場 所

【瀬戸蔵リハーサル室】

対 象

年長～6年生

日にち・時間

1/23・30日(日)  
① 9:30～10:30  
② 10:45～11:45  
③ 12:00～13:00

お申込み方法

TEL: 0120-454-176

受付時間 平日9:00～21:00

※16時～19時はスクール中の為、電話に出られません。  
着信を確認し、こちらから携帯電話にて改めて連絡させていただきます。

※無料体験は1回のみとさせていただきます。

参加費

体験無料

33

メール: [ichinomiya@axis-kids.jp](mailto:ichinomiya@axis-kids.jp)

2022

# いいもんせともんコンサート 弦楽器のおしごと

3.20 Sun

開演:午後3時 / 開場:午後2時

出演

宮田英恵 — ヴァイオリン  
須山輪大 — ヴァイオリン  
瀬木理央 — ヴァイオリン

平光真彌 — ヴァイオリン  
村田恵子 — ヴァイオリン  
叶澤尚子 — ヴァイオリン

長谷川彰子 — チェロ  
佐藤有沙 — チェロ  
佐渡谷綾子 — コントラバス

瀬戸市文化センター  
文化ホール

瀬戸市出身

## 宮田 英恵

MIYATA HANAE

Violin

これが私を、彩る、演奏会

伝えたい弦の豊かさ・楽しさ

プログラム

A. ヴィヴァルディ

協奏曲集(四巻) 作品8 第1番 水兵調 RV289 (第)より 第1楽章

E. ドホナーニ

弦楽三重奏曲のためのセレナード 八長調 作品10より 第1楽章

F. A. ホフマイスター

コントラバス四重奏曲第4番 二長調より 第1楽章

M. ラヴェル

弦楽四重奏曲 へ長調より 第2楽章

J. ブラームス

弦楽六重奏曲 第1番 変ロ長調 作品18より 第1楽章

F. メンデルスゾーン

弦楽八重奏曲 変ホ長調 作品20

入場料(指定席・税込)

一般 | 高校生以下  
2,000円 | 500円

チケット発売

・1/22(土)午前8:30から文化センター窓口で販売  
・1/22(土)午前10:00からチケットぴあで電話予約  
チケットぴあ(0570-02-9999/Pコード208-294)

※4歳未満のお子さんの入場はご遠慮ください。  
※座席は前後左右の間隔を空けた配席になります。  
※チケットは、公演中止以外での交換・払戻しできません。



主催:公益財団法人瀬戸市文化振興財団 後援:瀬戸市教育委員会  
お問い合わせ:TEL0561-84-1811

IMON SETOMON CONCERT GENGAKI NO OSIGOTO